

平成19年 10月 3日

自由民主党政務調査会  
社会保障制度調査会  
会長 鈴木俊一様  
同障害者福祉委員会  
委員長 木村義雄様

NPO法人 全国地域生活支援ネットワーク  
代表 田中正博

## 「自立と共生」を進めるための障害者自立支援法改正の提案

全国地域生活支援ネットワークでは、障害者自立支援法の基本理念は「自立と共生」にあると考え、積極的に推進するため多面的に事業の実践・研究等を行っております。同法がめざす理念が施策として浸透し、障害者の自立した日常生活ならびに社会生活の営みが安定したものとなるよう、以下の内容について提案します。

### 1. ケアホーム等の地域生活者に対する所得保障について

入所施設の利用者負担後(補足給付後)の手持ち金2万5千円は、地域生活支援との財政的バランスを欠いたものといわざるを得ません。こうした状況を打開するために、あらためて、地域支援の流れが促進されるよう、地域生活支援と入所施設支援への国の対応がイコールフットリングとなるような措置を講じていただくことが必要とされています。

### 2. 相談支援体制の充実

障害者の地域での暮らしを支えるシステムとして、障害者自立支援協議会が有用であることは認知されつつあります。相談支援体制充実のために、自立支援協議会の専任事務局担当者を設置するための人件費補助等に関する制度の創設が求められます。

また、「サービス利用計画作成費」の対象を拡大し、複合的なニーズを抱え、多様な社会資源を結びつけることが当事者自身では困難である事例(例えば行動援護の対象者の場合)やライフステージが移行して環境の変化が生じた事例なども含めていただくことを提案いたします。

### 3. 指定障害者福祉サービス等に係る報酬の日割り制の在り方

日割り制の導入により、当事者にとって、選択性の高い、多様な日中活動の提供が可能となっています。一般就労においても、能力、体調を勘案した勤務体系や、指定障害者福祉サービス等との組み合わせが日々様々な組み合わせで可能となり、当事者の立場から考えると必要不可欠な仕組みであり、事実当事者からは好評です。月額制にすることには反対です。

### 4. ケアホームの充実

ケアホームにおける一定の質を担保しながら、サービスを提供することができる適正人員

(夜間支援体制整備を含めた)配置のために、それぞれの障害程度区分に応じた、報酬単価の増額見直しを提案します。また、障害程度区分4以上のすべての人たちに対して、身体介護などの個別介護のためにホームヘルパーの利用を認める必要があります。

#### 5. 行動援護利用拡大の推進

こだわりの強さなど、行動上の課題が大きい人たちに対して、「行動援護」が実施されていますが、対象となる基準が不十分でこれらの人たちの地域生活を推進していく観点から、これまでの基準とされている点数(現行10点)を8点とし対象者を広げる必要があります。また、報酬が支払われる基準時間が5時間までと定められており、サービスの利用実態に則していないことから、利用実態に則した提供が必要とされています。

#### 6. 日中活動に関する報酬の増額見直し

新体系に移行した事業所の収入に関して、そのすべてが2割～4割の減収となっています。これは、このたび設定された報酬単価が、低いことにすべてが起因しています。とりわけ就労継続支援A型、B型を選択した場合の減収は大きく、この部分の報酬の増額が不可欠です。A型もB型も月額5万円ほどの増額が必要です。

#### 7. 移動介護の充実

障害者の社会参加が大きく後退しかねない危機的状況をふまえ、移動介護を必要とする人の中で、重度の障害を有する者(全身性障害者・視覚障害者・知的障害者で行動援護の対象にならない障害程度区分4以上の人など)は、個別給付に戻す必要があります。

#### 8. 重度訪問介護の再考について

重度訪問介護サービスの報酬単価が極めて低いために、サービス提供ができない現状があります。報酬単価の見直しが必要です。また、国庫負担基準を超える部分は自治体が負担する仕組みであるために、自治体がサービスに要した費用の2分の1を国が責任を持って負担する仕組みに変えていくべきです。

#### 9. 入院の付添に関するサービスの支給

障害者が入院すると、ホームヘルパーの派遣が停止してしまいます。入院中の付添にも、ホームヘルパー等の人的支援が行えるよう制度を見直してください。

#### 10. 障害児童への対応について

障害児童へのサービスは、適切な支援や環境がないために起こる2次障害を防ぐものとして、必要不可欠です。子どもの健全育成の観点から、従来の「障害児だけが集まる場」において支援を行う事業の在り方を見直し、一般の保育、教育、放課後活動の場で、障害のある子どもも、障害のない子どもとともに育ち、学び、生活する仕組みへの転換を図る必要があります。これに必要な措置を講じる必要があります。

障害児童の利用者負担のあり方についても必要な措置を講じていただくことを提案します。

なお、これらの提案につきましては、ぜひとも、3年後の見直しの時期ではなく、2008年4月からの実施を目指していただきたい、ということをお願いいたします。